

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に、就職者本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した手数料から以下の条件にて求人者に返還する制度が返戻金です。

1. 以下の場合に限り返戻金を適用する。

- ① 入社後14日以内の自己都合退職：紹介手数料の30%
- ② 入社後30日以内の自己都合退職：紹介手数料の10%
- ③ 入社後30日超：返還なし

2. 返戻金の算定は、雇用契約の終了日（退職日）を基準とする。

3. 以下の場合には返還対象外とする。

- ・ 甲の都合による解雇
- ・ 労働条件変更
- ・ 配置転換
- ・ 経営上の理由
- ・ ハラスメント
- ・ 試用期間不合格

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、本件返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。